

控 訴 状

令和4年8月24日

名古屋高等裁判所 御中

〒510-0242
三重県鈴鹿市白子本町20-13
控訴人(原告)代表 佐倉 邁
TEL 090-9189-9400
FAX 059-386-2280

〒510-0254
三重県鈴鹿市寺家一丁目24-25
控訴人(原告) 内田 信也

〒510-0226
三重県鈴鹿市岸岡町2874-1
控訴人(原告) 橋詰 圭一

〒514-8570
三重県津市広明町13番地
被控訴人(被告) 三重県
同代表者兼処分行政庁 三重県知事 一見 勝之

上記当事者間の津地方裁判所令和4年(行ウ)第3号 公有地無償貸与取消請求事件について、令和4年8月18日に下記の判決の言い渡しを受けましたが、不服につき控訴を提起します。

原判決の表示

(主文)

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの連帯負担とする。

控訴の趣旨

- 1 判決を取り消す。
- 2 被控訴人の行った公有地無償貸与による施設等設置許可は違法であるから取り消しを求める。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

控訴の理由

原判決は、事実認定の誤りなどがあり、当然に取り消されるべきである。詳細については追って控訴理由書を提出する。

以上